

# 静岡県教育委員会

## 議事録

令和4年度 第3回定例  
5月10日（火）

静岡県教育委員会教育長 池上重弘は、

令和4年5月10日に教育委員会第3回定例会を招集した。

- |   |      |              |           |        |
|---|------|--------------|-----------|--------|
| 1 | 開催日時 | 令和4年5月10日（火） | 開会        | 13時30分 |
|   |      |              | 閉会        | 14時15分 |
| 2 | 会場   | 教育委員会議室      |           |        |
| 3 | 出席者  | 教 育 長        | 池 上 重 弘   |        |
|   | 委 員  |              | 渡 邊 靖 乃   |        |
|   | 委 員  |              | 藤 井 明 宏   |        |
|   | 委 員  |              | 伊 東 幸 宏   |        |
|   | 委 員  |              | 小野澤 宏 時 雄 |        |
|   | 委 員  |              | 後 藤 康 雄   |        |

事務局（説明員）	水 口 秀 樹	教育部長
	塩 崎 克 幸	教育監
	宮 崎 文 秀	参事（政策管理担当）
	本 多 伸 治	参事（学校教育担当）
	松 下 明 生	参事兼教育施設課長
	井 出 好 彦	教育総務課長
	山 下 英 作	教育政策課長
	大 澤 篤 篤	教育D X推進課長
	青 木 康 行	財務課長
	本 村 勉	教育厚生課長
	戸 塚 康 史	義務教育課長
	中 山 雄 二	高校教育課長
	高 橋 和 彦	特別支援教育課長
	藤ヶ谷 昌 則	社会教育課長
	室 伏 伸 明	静岡教育事務所長
	鈴 木 勝 則	静岡西教育事務所長
	松 下 和 弘	総合教育センター所長
	柴 雅 房	中央図書館長
	青 島 純	教育政策課長代理
	櫻 井 澄 人	健康体育課長代理
	西 田 秀 男	義務教育課参事

#### 4 その他

(1) 報告事項は了承された。

#### 【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

今回の議事録の署名は、私のほか、藤井委員にお願いする。

## 報告事項1 静岡県立ふじのくに中学校の令和5年度入学者募集

教 育 長： 報告事項1「静岡県立ふじのくに中学校の令和5年度入学者募集」について、戸塚義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 質問がいくつかある。1点目は、インターネット上での願書受付を行う予定はないのか。

義務教育課長： 行わない予定である。

藤 井 委 員： なぜ行わないのか。

義務教育課参事： 入学願書は正式な書類のため、インターネット上での受け渡しではなく、通常の中学校や高等学校と同じように直接の受け渡しをもって、受付と考えている。

藤 井 委 員： 理解はできるが、色々事情がある方が夜間中学を希望して入学したいということが背景にある。インターネット上で受付をすることに支障がないとは言わないが、「できる限りの柔軟性を持って対応すべき」という考え方に基づくならば、やるべきではないかと思う。

次に、入学を希望する人の中には、実際に小学校・中学校を卒業している方でも、「学び直したい」と考える人がいる可能性がある。そういう方は受付できないのか。

義務教育課長： そのような方は対象ではない。

藤 井 委 員： そういう人も対象にしたほうがよい。柔軟性に欠けていると思う。

教 育 長： 教室にいたが、それは本人にとっての学びになっていない。そのような人が実質的な本当の学びをしたいと考えたときに、ふじのくに中学校は受け入れると私は理解しているが、いかがか。

藤 井 委 員： 相当の年齢に達している方で実際には卒業しているが、自分の気持ちとしてもう一度基礎を身につけて人生を歩みたいという希望を持っている方もいる。そういったケースも対象にしてよいと思う。

義務教育課長： そのような学び直しについては対象とは考えていない。

藤 井 委 員： 志願の資格を持っている方が非常に多くいるため、学び直しの方は後回しになることは仕方ないと思う。ただ、そういう希望を持った方を門前払いする理由は無いと思う。

3点目は、優しい言葉を使うと言っているが、募集要項に「教場」等、外国人の方にはなかなか聞き慣れないような言葉が使われている。

義務教育課長： やさしい日本語版の募集要項を用意している。

藤 井 委 員： 了解した。ただ、何故二本立てにするのか疑問に感じる。

次に、願書には印鑑を押す必要があるのか。

義務教育課長： 自署であれば必要ない。

藤 井 委 員： 了解した。

渡 邊 委 員： 入学願書や必要資料には振り仮名があるが、このままだと外国人の方には理解が出来るか不安になるような表現がある。「貴校への入学を辞

退します。」等、役所特有の表現がたくさんある。書類関係に関しては、本人が理解して、記入が出来るようなものを取り入れてもらえればよいと思う。学びたいと思う人が、自分だけの力でふじのくに中学校の存在に気付き、自分だけの力で入学の申し込みをする。そう考えたとき、このままではハードルが高いと思う。支援者の方に導かれないとたどり着けないと感じた。

次に、ホームページに本日から掲載されるということだが、インターネット上で見つけることができないが。

義務教育課参事： 2点目については、定例会終了後にインターネット上にアップする予定である。

1点目については、入学願書は8言語で記入例を示す。しかし、それ以外の部分については、8言語にするといったことはしない予定である。理由としては、この夜間中学というところは、日本語を学ぶ場ではなく、教科を学習することが前提にある。そうした時に、第一のハードルではないが、入学手続きに関しては自分なりに紐解いて提出していただきたいと考えている。そのあたりのところが、今後中学に入って、教科の学習にまで進んでいけるかという所が試されると考えている。そのため、あえてハードルを下げずに一定の努力を求めている。

渡 邊 委 員： そうであるならば、「自分のちからで願書を出すことが出来る人」と明記しておかないと希望者の人に失礼ではないか。

義務教育課参事： 入学願書の提出までは自分で出来るように、ホームページ上にやさしい日本語版の要項、わかりやすい言葉で書いた入学手続き等の流れ、記入例等も掲載している。また、入学願書の提出後は、直接連絡が出来るため、わからないときには義務教育課に連絡していただき、支援していくことは可能と考えている。

渡 邊 委 員： 入学して学び始めるというスタートラインに着くところまではしっかりとサポートしていただき、学びたいという意思がある方にウェルカムだよという姿勢を示していただきたい。暗に試すような願書の出し方というのは公共教育としてふじのくに中学校のスタートラインとしてあまり喜ばしい姿勢ではないと感じた。学校に入ることによって、その先が見えるようになる携わり方をしていただきたいと思う。ふじのくに中学校に期待している人が多いと思うので、なるべく多くの方が学びの場に来られるように工夫をしていただきたい。

教 育 長： 提出書類については確かに難しい日本語であるが、8言語の記入例があるため、照らし合わせれば自分が提出する書類がどういう内容かということがわかる。そのため、募集要項の多言語化をどうするかである。

義務教育課参事： 募集要項については、やさしい日本語版をホームページ上にアップすることで、それ以上の多言語化については考えていない。出来る限りの多言語での記入例を作成しているため、そちらで記入は出来るのではないかと考えている。

伊 東 委 員： ふじのくに中学校の目的は、中学校の学びの提供である。「日本語習

得だけを目的とはしない」と「日本語能力がある程度ないと入学は認めない」ということは違うと思う。日本語能力が少々おぼつかない方が入学したいと言ったときに断るということか。日本語能力を願書提出できるかによって確かめるのであれば、正々堂々と試験すればよい。

藤井委員： ちょっと飛躍した考え方になるが、今の考え方のままでいくと、日本語がおぼつかない人たちに差別をしているように感じる。誰一人取り残さない教育、あるいは開かれた学校という観点からすれば、入学時に日本語がおぼつかなくてもそれを支援する体制を提供するのが教育委員会の責務だと思っている。門前払いをするような考え方を前提にすべきでない。ただ理想ばかり受け入れられないということもあるだろうから、その辺をしっかりと考えて段階的に理想に近づけるアプローチを考えていくべきである。しっかりと議論しないといけない。ただ単に今の現実だけをベースに考えることには、私は賛成いたしかねる。

後藤委員： 本人の意思が有る無しに関わらず日本での教育を受ける事が出来ないでいる人たちを支援していくというのがこの中学校の一つの目的ではないかと思う。ただ、各個人の事情があまりにも違いすぎるため、文章に整理することは非常に難しい。そのため、今教育委員会が対応していることの他に、電話やインターネットでの相談窓口をもっとはつきりするべきだと思う。言語は多少問題があっても、本当に勉強したい気持ちのある方であれば、受け入れていくということによいのではないかと思う。基本的にウェルカムという姿勢でやっていただきたい。教育委員会が困るほど連絡が来るとは現実的に考えにくい。連絡が来た人は出来るだけ受け入れるように対応するべきでないかと思う。

小野澤委員： 募集期間が決まっているからといってそこに合わせることはできない人もいると思う。学ぶ意欲がある人たちに向けて、入学までの語学のサポート等もあればと思う。

教育長： 相談に来たからすぐ来年4月に入学するとは限らず、まず話を聞いてみて、いろいろ事情があり、再来年の4月に入学することを想定して準備する人もいるだろう。特に外国の方で義務教育年齢を超えている方の中にはそういう人もいると思う。教育委員の皆様のお考えは明確だが、一方でスケジュールもある。そこで私から1つ考えを提案したい。まず、今日のこの教育委員会定例会終了後、スケジュール通りホームページには用意してある資料をアップする。一方で、8か国語の募集要項については、近日中に対応して公開を予定する。私どもとしては、可能な限り速やかに8言語対応の準備を進める。一つ妥協案になるがいかがか。

義務教育課長： 先ほど意見があった窓口についても、しっかりした形で手配する。

渡邊委員： 今のように対応していただけると、私たちが思い描いていたような学びの場につながるのではないのかなと思う。特に相談窓口は非常に助かる人もいると思う。もう一点質問だが、こちらの新規のホームページやチラシ・ポスターを各市町委員会に配布とあるが、各中学校等で、ふじのくに中学校に向いているのではないかというような生徒がいた場合、

各学校からの紹介や推薦は想定しているか。

義務教育課長： 教育委員会に配布するというのは、そういうことである。

渡邊委員： 教育委員会から先の学校にしっかり届くかどうかしっかりと見極めたいと思ったので質問した。

義務教育課長： 心配の点は送りっぱなしになってしまうことだと思うが、そのあたりはフォローしていく。

藤井委員： 提示された考え方に賛同する。それに加えて、入学した生徒や保護者が入ってよかったと感じてくれるような体制を目指すことがとても重要なポイントだと思う。その点で、開校すれば現場では様々な要望や懸念等がたくさん出てくると思う。それを日常的に吸い上げる仕組みをつかって、常にアップデートし、改善を重ねるという体制がとても重要だと思う。

教育長： その内容を教育委員会では義務教育課が窓口となってやっていくとともに、私もフォローしていきたいと思う。

義務教育課長： 1点補足をさせていただく。あくまで学齢期の生徒はふじのくに中学校の入学の対象にならない。そこは誤解の無いようお願いする。

教育長： 学齢期で不登校の生徒はこの学校は対象外。ただ、その学校を卒業した後、「先生、僕卒業したけれどももう一回学べればいいなと思っているんだよ。」という相談があった場合、ふじのくに中学校という学校があると紹介できる。

渡邊委員： 現在中学3年生で、あまり学校に来れていない子というのは、次年度入学の対象になり得るということか。

教育長： そうである。

後藤委員： 県内各地に、ボランティア等の外国人に対するサービスや教室がある。そのようなグループのリーダーの方にこの学校を案内すると、そこに通っている生徒たちが進学しやすいのではないかと思う。そのようなPRをぜひお願いしたい。

伊東委員： 授業時間は何時から何時までか。

義務教育課参事： まだ正式には決定してはいないが、17時30分から21時くらいを予定している。

伊東委員： どこかには書いてあるのかもしれないが、募集要項に書いたほうがよいのではないか。授業時間の記載がないと、どの教室に通えるかわからない。

義務教育課参事： ホームページ上に授業時間の予定等は載せることが可能である。また、入学希望者説明会の中で説明する。

伊東委員： ホームページに載せることは、募集要項に書かなくてよい理由にはならない。

義務教育参事： 募集要項はあくまで募集に関することになるため、学校の概要等は通常募集要項の中には入ってこない。学校の概要については、また別の形で掲載したい。

教育長： 日本人は「夜間中学」ということで夜間の学校ということはあるが、

外国人には必ずしもその概念を共有できていない。募集する教場が2つあり、時間帯はこのぐらいの時間を予定するという書き方はいかがか。

対応としては、先ほどの通りホームページは、今日の段階でアップする。ただし8言語での募集要項をアップする予定であると明記する。一方でその作業を速やかに進めるという形で対応したい。

教  
全  
教  
教

育  
委  
育  
育

長：他に意見は無いか。

員：（特になし）

長：報告事項1を了承する。

長：以上で、本定例会の議事は全て終了した。

これをもって、令和4年度第3回教育委員会定例会を閉会とする。